

堺市環境影響評価条例 新旧対照表

改正前	改正後
<p>(実施計画書の公告及び縦覧)</p> <p>第13条 市長は、前条第2項の規定により実施計画書の提出があったときは、速やかにその旨を公告するとともに、<u>規則で定めるところにより</u>、その写しを一般の縦覧に供するものとする。</p>	<p>(実施計画書の公告及び縦覧)</p> <p>第13条 市長は、前条第2項の規定により実施計画書の提出があったときは、<u>規則で定めるところにより</u>、速やかにその旨を公告するとともに、その写しを一般の縦覧に供するものとする。</p>
<p>(方法書の公告及び縦覧)</p> <p>第16条 市長は、前条第2項の規定により方法書の提出があったときは、速やかにその旨を公告するとともに、当該方法書の写しを当該公告の日から起算して45日間一般の縦覧に供するものとする。</p>	<p>(方法書の公告及び縦覧)</p> <p>第16条 市長は、前条第2項の規定により方法書の提出があったときは、<u>規則で定めるところにより</u>、速やかにその旨を公告するとともに、当該方法書の写しを当該公告の日から起算して45日間一般の縦覧に供するものとする。</p>
<p>(方法書についての意見書の提出等)</p> <p>第18条 方法書について環境の保全<u>及び創造</u>の見地からの意見を有する者は、規則で定めるところにより、第16条に規定する縦覧期間内に、意見書を市長に提出することができる。</p>	<p>(方法書についての意見書の提出等)</p> <p>第18条 方法書について環境の保全の見地からの意見を有する者は、規則で定めるところにより、第16条に規定する縦覧期間内に、意見書を市長に提出することができる。</p>
<p>2 (抄)</p> <p>(準備書及び関係地域の公告及び縦覧等)</p> <p>第25条 市長は、前条の規定による通知をしたときは、速やかに準備書の提出があった旨及び関係地域を公告するとともに、<u>規則で定めるところにより</u>、当該準備書及び要約書の写しを当該公告の日から起算して45日間一般の縦覧に供するものとする。</p>	<p>2 (抄)</p> <p>(準備書及び関係地域の公告及び縦覧等)</p> <p>第25条 市長は、前条の規定による通知をしたときは、<u>規則で定めるところにより</u>、速やかに準備書の提出があった旨及び関係地域を公告するとともに、当該準備書及び要約書の写しを当該公告の日から起算して45日間一般の縦覧に供するものとする。</p>
<p>2、3 (抄)</p> <p>(評価書の公告及び縦覧等)</p> <p>第34条 市長は、前条第2項の規定により評価書及び評価要約書の提出があったときは、速やかにその旨を公告するとともに、<u>規則で定めるところにより</u>、当該評価書及び評価要約書の写しを当該公告の日から起算して1月間一般の縦覧に供するものとする。</p>	<p>2、3 (抄)</p> <p>(評価書の公告及び縦覧等)</p> <p>第34条 市長は、前条第2項の規定により評価書及び評価要約書の提出があったときは、<u>規則で定めるところにより</u>、速やかにその旨を公告するとともに、当該評価書及び評価要約書の写しを当該公告の日から起算して1月間一般の縦覧に供するものとする。</p>
<p>2 (抄)</p> <p>(自主的な環境影響評価等)</p> <p>第50条 対象事業及び複合開発事業のいずれ</p>	<p>2 (抄)</p> <p>(自主的な環境影響評価等)</p> <p>第50条 対象事業及び複合開発事業のいずれに</p>

にも該当しない事業を実施しようとする者は、当該事業の実施に当たっては、あらかじめ、この条例の規定に準じた環境影響評価及び事後調査を行うことを市長に申し出ることができる。この場合において、市長は、情報の提供その他の必要な協力をするものとする。

附 則

(経過措置)

第2条 施行日の前日までに第23条第3項の規定により対象事業の種類ごとに規則で定められた時期を過ぎた事業で、この条例の施行の際対象事業に該当するもの(次条に規定する対象事業を除く。)については、この条例の規定は、適用しない。

第3条 この条例の施行の際、現に府条例の規定により手続が行われている対象事業については、当該手続は、この条例の相当する規定により施行日に行われたものとみなす。

も該当しない事業を実施しようとする者は、当該事業の実施に当たっては、規則で定めるところにより、あらかじめこの条例の規定に準じた環境影響評価及び事後調査を行うことを市長に申し出ることができる。この場合において、市長は、情報の提供その他の必要な協力をするものとする。

附 則

(経過措置)

第2条 施行日の前日までに第23条第3項の規定により対象事業の種類ごとに規則で定められた時期を過ぎた事業で、この条例の施行の際対象事業に該当するものについては、この条例の規定は、適用しない。

第3条 施行日の前日において、既に府条例第5条第2項の規定により同条第1項に規定する方法書が大阪府知事に対して提出され、かつ、いまだ府条例第13条第2項の規定により同条第1項に規定する準備書が大阪府知事に対して提出されていない対象事業については、この条例の規定は、第23条第3項に規定する準備書を提出するときから適用する。この場合において、当該提出までに大阪府知事に対して行った手続については、この条例の相当規定に基づいて市長に対して行った手続とみなす。

2 施行日前に府条例第13条第2項の規定により大阪府知事に対し同条第1項に規定する準備書が提出された対象事業については、この条例の規定は、適用しない。

別表 (第2条関係)

(9) 建築基準法第21条の規定の適用を受ける大規模の建築物の新築の事業

別表 (第2条関係)

(9) 建築基準法第2条第1号に規定する建築物の新築の事業